

議案第 25 号

伊根町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

伊根町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 3 月 22 日提出

伊根町長 吉本 秀樹

提案理由

令和 6 年度から令和 8 年度までの介護保険料の基準所得金額の改正を行う。
また、併せて減額賦課に係る保険料率の改正を行う。

伊根町条例第 号

伊根町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

伊根町介護保険条例の一部を改正する条例（令和6年伊根町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正規定中「4,100,000円」を「4,200,000円」に、「5,900,000円」を「6,200,000円」に、「6,800,000円」を「7,200,000円」に、「49,520円」を「51,550円」に改め、「「142,990円」に」の次に「、「5,000,000円」を「5,200,000円」に」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊根町介護保険条例の一部を改正する条例（令和6年伊根町条例第6号）
新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(保険料率)</p> <p>第8条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 127,940円</p> <p>イ 合計所得金額が<u>4,100,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 142,990円</p> <p>イ 合計所得金額が<u>5,000,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第8条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 127,940円</p> <p>イ 合計所得金額が<u>4,200,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 142,990円</p> <p>イ 合計所得金額が<u>5,200,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの</p>

現行	改正後（案）
<p>号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第12号ロに該当する者を除く。）</p> <p>（11） 次のいずれかに該当する者 158,040円</p> <p>イ 合計所得金額が<u>5,900,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、又は次号ロに該当する者を除く。）</p> <p>（12） 次のいずれかに該当する者 173,090円</p> <p>イ 合計所得金額が<u>6,800,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>（13） 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第12号ロに該当する者を除く。）</p> <p>（11） 次のいずれかに該当する者 158,040円</p> <p>イ 合計所得金額が<u>6,200,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、又は次号ロに該当する者を除く。）</p> <p>（12） 次のいずれかに該当する者 173,090円</p> <p>イ 合計所得金額が<u>7,200,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>（13） 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>

現行	改正後（案）
<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度の保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,440円」とあるのは、「<u>49,520円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度の保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,440円」とあるのは、「<u>51,550円</u>」と読み替えるものとする。</p>

（注記）

改正内容が複雑なため、伊根町介護保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表ではなく、伊根町介護保険条例に対する新旧対照表を作成しております。

別紙

区分	現行			改正後(案)			増額分
	対象者要件	料率	保険料年額	対象者要件	料率	保険料年額	
第1段階	・生活保護を受給している人	0.455	34,240円	・生活保護を受給している人	0.455	34,240円	
	・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人			・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人			
	・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.285	21,440円	・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.285	21,440円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	51,550円	世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	51,550円	
		0.485	36,500円		0.485	36,500円	
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.69	51,920円	世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.69	51,920円	2,030
		0.658	49,520円		0.685	51,550円	
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者があり、本人の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	67,730円	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者があり、本人の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	67,730円	
第5段階	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者があり、本人の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円を超える人	1	75,260円	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者があり、本人の公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円を超える人	1	75,260円	
第6段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の人	1.2	90,310円	本人が住民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の人	1.2	90,310円	
第7段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	97,830円	本人が住民税課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	97,830円	
第8段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	112,890円	本人が住民税課税者で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	112,890円	
第9段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が320万円以上410万円未満の人	1.7	127,940円	本人が住民税課税者で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.7	127,940円	
第10段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が410万円以上500万円未満の人	1.9	142,990円	本人が住民税課税者で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.9	142,990円	
第11段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が500万円以上590万円未満の人	2.1	158,040円	本人が住民税課税者で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.1	158,040円	
第12段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が590万円以上680万円未満の人	2.3	173,090円	本人が住民税課税者で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.3	173,090円	
第13段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が680万円以上の人	2.4	180,620円	本人が住民税課税者で、合計所得金額が720万円以上の人	2.4	180,620円	

※第1段階から第3段階の下段は軽減賦課後の料率と保険料額